

下記の供給条件を必ずお読みいただいたうえで、お申込みください。

## 供給条件における重要事項

### 1. 申込みと契約の成立

- ①当社によるガスの供給を希望される方は、所定の申込書によるほか、電話、インターネット等により申し込みいただきます。
- ②ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス小売供給契約」といいます。）又はガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、当社が申込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。

### 2. ガスの供給開始予定日

- ①新たに入居される場合は、ガス小売供給契約成立後、ご希望日からガスの供給をいたします。

### 3. 供給するガスの圧力及び成分

- ①当社が供給するガスはLPガス、その規格は「い号」、熱量は100.46メガジュール
- ②最高圧力は3.2キロパスカル、最低圧力は2.2キロパスカル
- ③供給するガスの成分は、プロパン及びプロピレンの合計量80%以上、エタン及びエチレンの合計量5%以下、ブタジエン0.5%以下

### 4. ガス料金について

- ①ガス料金は、基本料金とガスの使用量に応じて計算する調整単位料金によります（消費税等相当額を含みます）。調整単位料金は基準単位料金に原料費の変動に応じて調整した額を加減した額になります。
- ②支払義務が発生する日（以下「支払義務発生日」といいます。）は、原則として検針日に発生し、支払期限日はその翌日から50日目といたします。ただし、50日目が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。なお、口座振替又はクレジットカードによりガス料金のお支払いをいただいている場合は支払期限日は、当社の都合により、ガス料金を口座から引き落としした場合、又はクレジットカード会社から当社に対する立替え払いがあった場合は、適用期間内にお支払いがあったものとします。

円（税込）

	0 から 8 m <sup>3</sup> まで	8.1 から 30 m <sup>3</sup> まで	30 m <sup>3</sup> 超
基本料金	1,083.50	1,478.27	3,228.65
基準単位料金	447.27	397.91	339.57

#### 算出方法（円未満切捨て）

基本料金

+

調整単位料金

（基準単位料金±基準単位料金調整額）

× 使用量

### 5. 検針及び使用量の算定

- ①あらかじめ定めた日に毎月1度検針を行います。（この検針を行った日を「定例検針日」といいます。）
- ②前回の検針及び今回の検針におけるガスメーターの指示値により、その料金算定期間の使用量を算定し、検針票でお知らせいたします。

### 6. 供給施設の所有関係について

- ①内管やガス栓はお客様の資産とし、ガスメーター及び敷地外のガス本支管などのガス設備は、当社の所有物となります。
- ②内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額をお支払いいただくまでは当社が留保し、お客様は当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。

### 7. 工事費等

- ①お客様資産の供給施設の設置及び修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。）は、お客様に負担していただきます。また、供給開始前にガス小売供給契約又はガス工事契約をお客様の都合により変更又は解除される場合は、これに要した工事費を負担していただきます。
- ②ガスメーターを設置するとき、及びお客様の申し込みにより供給管の位置変えを行うとき、これらに要する工事費（消費税等相当額を含む設計見積金額といたします。）は、ご負担していただきます。

### 8. ガス料金等の支払い方法

- ①ガス料金は、口座振替、クレジットカード・コンビニエンスストア払い、又は集金員への直接支払いの方法によっていただきます。なお、支払期限は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目といたします。
- ②工事費、供給施設の修繕費その他のガス料金以外の代金については、原則、払込みの方法でお支払いいただきます。

### 9. 保安等に対するお客様へのお願い

- ①お客様資産については、お客様の責任において管理していただきます。
- ②ガス事業法令の定めるところにより、検査及び緊急時の措置等の保安責任を当社が負います。お客様の承諾を得て、内

管及び消費機器等について調査し、その調査結果を速やかに通知いたします。また、調査ができなかった場合等において、当社の責に帰すべき事由以外の事由によりお客様が損害を受けられたときは、当社は賠償の責を負いません。なお、調査の際はお客様等の立会が必要となります。

- ③②の調査について、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合しない旨の通知を受けたとき、適合するように改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- ④保安のため必要な場合には、係員がお客様の供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入ることを承諾していただきます。保安のため必要な場合には、ガス小売供給契約を解除された後であっても、立ち入ることを承諾いただきます。なお、立ち入る際には、お客様の求めに応じ、係員は所定の身分証明書を提示いたします。
- ⑤ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社は印刷物等を通じガス事業法令の定める必要な事項を周知いたします。お客様は十分にご確認をお願いします。
- ⑥ガス漏れを感知した場合は、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に連絡していただきます。
- ⑦ガスの供給又は使用が中断された場合、復旧のためにマイコンメーターの操作をしていただくことがあります。ガスの供給又は使用の状態が復旧しないときは、上記⑥の場合に準じて当社に連絡していただきます。
- ⑧保安上必要と認める場合には、お客様の敷地内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、また、その際はお客様に費用を負担していただくこともあります。場合によっては使用をお断りすることがあります。
- ⑨お客様が、当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設やガスの圧力等に影響を及ぼす施設を設置することはできません。
- ⑩災害その他の不可抗力による場合、ガス工作物の修理その他工事による保安上必要がある場合等は、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客様に使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。その場合、状況の許す限り、その旨をあらかじめ、適切な方法でお知らせいたします。
- ⑪その他、保安の確保を図るため、ガス小売供給約款に定める事項を遵守していただきます。

## 10. お客様からの申出によるガス小売供給契約の変更・解除

- ①契約内容の変更の申し出があった場合、その変更は、申出の日から15日以降の定例検針日の翌日から適用といたします。
- ②ガス小売供給契約を解除しようとするお客様は、あらかじめ解除しようとする日（以下「解除日」といいます。）と併せて、その旨をお申し出いただきます。

## 11. 当社からの申出によるガス小売供給契約の解除

- ①お客様が、次のいずれかに該当する場合には、ガス小売供給契約を当社から解除することがあります。また、契約解除をする場合は、解除日の遅くとも15日前及び5日前に文書等で2回通知いたします。
  - イ.ガス料金の支払期限を経過してもなお、お支払いいただけない場合
  - ロ.ガス小売供給契約以外の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金及び料金以外の債務についてお支払いいただけない場合
  - ハ. お客様の責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めていただけないとき
  - ニ. その他ガス小売供給約款に違反し、その旨を警告しても改めていただけない場合
- ②契約解除前にガスの供給を停止する場合も、上記と同様に2回通知いたします。

## 12. 変更・解約に伴う費用

- ①消費機器等の買取金額  
契約期間内に、ガス小売供給契約の解除の申出があったときは、当社が負担して設置した消費機器等を買取させていただきます。その買取金額は以下の算式により、原則として、ガス料金と合せてお支払いいただきます。  
(算定式) 買取金額＝ 設置及び設備費用－ (設置及び設備費用÷ (契約年数×12か月) ×経過月数)

## 13. 各種の手続き・お問合せ

お客様のガスの需要場所を特定する番号として、お客様契約番号（供給地点特定番号）を検針票等で案内いたします。ガス小売供給契約の内容の変更・解除の手続き、お問合せは、下記までご連絡ください。

### <今後の供給について>

- ①契約の締結後に供給条件を変更する場合やこの書面に記載のない事項の取扱いは、本社、事業所又は、ホームページでガス小売供給約款に定める最新の供給条件により確認することができます。
- ②ガス小売供給約款を変更する場合において、変更前の説明及び書面交付並びに変更後の書面交付は、ガス小売供給約款に定めた方法により行います。なお、お客様が、変更を承諾いただけない場合は契約を解除することができます。

ガス小売事業者	株式会社 フクエキ (登録番号) k0177 代表取締役社長 吉田 澄央 住所：福岡市東区原田1丁目25番36号 電話番号：092-621-8049 (本社) 092-327-2819 (富士見ヶ丘ニュータウン事業所) 〔受付時間：(平日) 8:30~17:00 (土日休祝日) 転送先にて対応いたします。〕 お問合せ E-mail (引越しの手続き等) life-support@fukueki.co.jp ホームページ：http://www.fukueki.co.jp ◆ガス漏れ等の緊急時は直ちに下記までご連絡ください。 電話番号：092-621-8049  0120-128049
---------	--